

# 第6章 ともにつくる参画と協働のまちづくり

## 第1節 協働のまちづくり

### 現状と課題

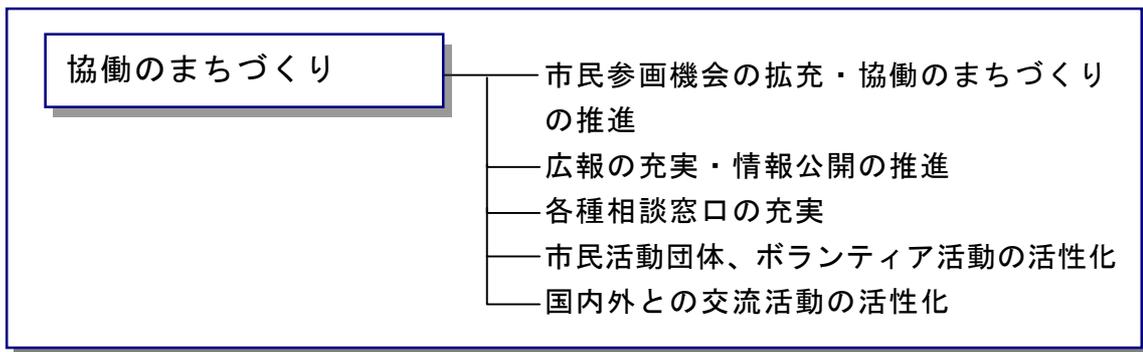
- 財政状況が一層厳しさを増すことが予想される中で、ますます高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、これまで以上に市民参画、市民と行政との協働のまちづくりを進めていく必要があります。
- 行政情報の公開・提供を積極的に行い、市民と行政との情報・意識の共有化を図りながら、多様な市民参画・協働の仕組みを確立していくことが必要です。
- 本市では、広報紙やホームページを中心とする広報活動を推進するとともに、市長への手紙、各種計画作成時のアンケート調査の実施などの広聴活動を行っています。また、情報公開条例及び個人情報保護条例の制定のもと、情報公開を推進しているほか、各種の審議会や委員会等を通じた市民参画による各種行政計画の策定・推進、パブリックコメント\*の導入、地域自治区制度の導入、各種市民活動団体の多様な分野における自主的な活動の育成・支援などに努めています。
- すべての分野で市民と行政とが一体となった協働のまちづくりが一層活発に行われるよう、行政が行うべきことと、市民が自助努力で行うべきことは何かを明確にして、市民参画・協働に関する施策を総合的、計画的に進めていく必要があります。
- 社会の変化を的確にとらえ、様々な課題に柔軟に対応していくため、積極的に社会貢献活動に参画しているNPOと事業者、行政が対等な立場で連携・協働していく地域づくりが、ますます大切となっています。これに加え、国内外における他地域等との交流も、地域活性化や人材育成の大きな契機となるものであり、地域間交流の促進が求められます。

\* パブリックコメント：行政機関などが政策立案にあたり、広く住民に素案を公表し、それに対する意見・情報を考慮して最終決定を行うこと。

## 施策の目的

地方分権時代の新たなまちづくりの仕組みとして、総合的な指針づくりのもと、市民と行政との協働体制の確立を進めます。また、様々な団体と国内外の交流など多彩な連携と協働による活力ある地域づくりを推進します。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 市民参画機会の拡充・協働のまちづくりの推進

各種審議会での委員等の一般公募や各種行政計画策定過程におけるパブリックコメント制度の活用、市長への手紙制度やホームページでのメールによる意見聴取、アンケート調査の実施など市民の意見を求める機会の充実を図ります。

また、市民と行政がそれぞれの役割と責任を持って、ともに関わりあいながら、協働してまちづくりの課題解決に取り組む体制づくりに向けて、区長会や地域協議会などとの連携を強化するとともに、協働のまちづくり推進の基本となる自治基本条例の制定を検討します。

### (2) 広報の充実・情報公開の推進

広報紙やホームページ、ケーブルテレビや報道機関を活用した積極的な情報提供に努め、広報活動の充実を図ります。また、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、市政運営の透明性の確保を図るため、情報公開を推進し、市民との情報共有を図るとともに、「甲州市民」として一体感の醸成に努めます。

### (3) 各種相談窓口の充実

行政サービスの多様化に対応するため、柔軟な対応と行動ができるシステムづくりなど各種相談窓口の充実を図ります。日常の相談に対して適切なアドバイスが行えるよう、職員の資質向上や関係機関との連携体制の強化を図ります。

#### (4) 市民活動団体、ボランティア活動の活性化

各種市民活動団体の自主的な活動を支援していくほか、ボランティア活動が広く理解され、だれもが参加できるよう、広報・普及活動の充実を図り、活動に参加しやすい環境づくりや新たな団体の育成に努めます。

#### (5) 国内外との交流活動の活性化

本市の特性や資源を生かしながら、国内外の友好都市・姉妹都市との文化交流や人的交流を図ります。また、市民レベルの主体的な地域間交流を促進するため、海外派遣などの各種交流事業を企画・推進します。さらに、各種交流団体の育成・支援を行い、市民主体の活動の活性化を促進します。

### 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 市民参画機会の拡充・協働のまちづくりの推進	・ 広聴広報事業 ・ まちづくり推進事業
(2) 広報の充実・情報公開の推進	・ 広報発行事業 ・ ホームページ運用事業 ・ 情報公開推進事業
(3) 各種相談窓口の充実	・ 行政改革推進事業
(4) 市民活動団体、ボランティア活動の活性化	・ まちづくり推進事業
(5) 国内外との交流活動の活性化	・ 国際・国内交流事業

### 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
市政に意見を言う機会や手段についての満足度	%	29.1		市民参画機会の充実に努めます。
市民活動登録団体数	団体	17		各種市民活動団体の活動を支援します。

## 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広報紙やホームページに掲載される行政情報に関心を持ちます。</li><li>・ パブリックコメント制度、市民アンケート、市政懇談会などを利用し、政策・施策の形成過程に参画します。</li><li>・ 行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。</li><li>・ 公募される審議会や委員会に積極的に参加します。</li><li>・ 自主的な国際交流活動・地域間交流活動を行います。</li></ul>	<p>【地域・団体】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。</li><li>・ 積極的に国際交流・国際協力を行います。</li><li>・ 市内在住の外国人と日常的な交流を図り、相互に理解し合い、尊重し合える環境をつくれます。</li></ul> <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民の一員として行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。</li></ul>

## 第2節 地域活動

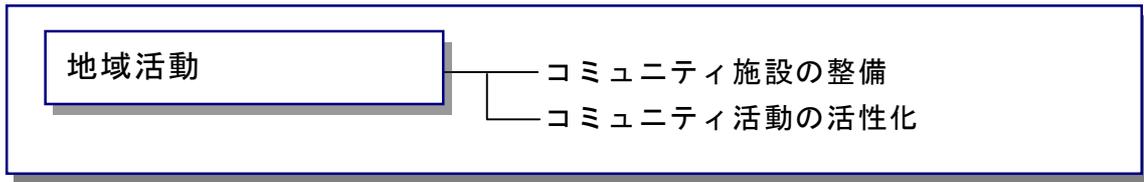
### 現状と課題

- 今日、価値観の多様化や社会を取り巻く環境の変化に伴い、一人ひとりの生活や地域の個性に合った社会づくりに、自ら主体的に取り組む人々が増えてきています。こうした人たちは、ボランティアなど個人として活動するだけでなく、社会貢献活動団体として同じ志や意欲を持つ人たちとともに積極的に地域活動に取り組んでいます。
- 少子高齢化の進行や地球環境保全意識の高まり、経済のグローバル化、国際化の進展など、時代は大きな転換期を迎える中、行政には様々なニーズに的確に対応し、効果的、効率的なサービスの提供が求められています。
- 分権型社会への移行が進むことにより、地域の個性を生かした、知恵と工夫による地域づくりが、ますます大切となっています。
- 本市には、自治会として100の区と859の組が存在し、各区・組ごとに基礎的なコミュニティ活動を展開しています。また、趣味や共通の関心などを通じて様々なコミュニティも形成されており、地域の活性化の原動力となることも期待されています。また、防犯・防災・交通安全・地域福祉など様々な分野で地域のコミュニティ組織と市行政との協働体制の仕組みがますます重要になってきています。
- 活動への参加者の固定化や高齢化、若者の参加の減少が進み、特に周辺地域においては、若年層の流出や急速な高齢化により基本的なコミュニティ機能の低下が懸念されています。
- 活動拠点となる施設の整備充実をはじめ、コミュニティ活動の活性化のための有効な支援施策を推進し、自治機能の向上、再構築を進め、地域の課題を地域自ら解決することができる地域づくり、地域からのまちづくりを進めていく必要があります。

### 施策の目的

市民自らの地域づくり、地域からのまちづくりに向け、自主的なコミュニティ活動を展開することができる環境・条件整備を進めます。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) コミュニティ施設の整備

地域住民のふれあいの場、活動の場として、集会所等の施設整備・充実を図るとともに、市有建物の有効利活用を促進します。

### (2) コミュニティ活動の活性化

地域からのまちづくりに向け、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動、地域の文化活動など様々な分野における活動の活発化を促進し、ソフト事業などを活用した支援を図ります。また、コミュニティの重要性等についての広報・啓発によりコミュニティ意識の高揚を図るとともに、コミュニティ活動のあり方や、区や組の適正規模の検討などコミュニティ機能の向上に向けた体制づくりを促進します。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) コミュニティ施設の整備	・ コミュニティ施設等整備事業
(2) コミュニティ活動の活性化	・ 自治会等運営事業 ・ まちづくり推進事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
コミュニティ活動に参加している市民の割合	%	—		コミュニティ意識の高揚を図り、活動の活発化を促進し支援を図ります。

## 参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
・ 地域社会を支える主体として地域活動に積極的に参加します。	【地域・団体】 ・ 地域の課題・問題について、コミュニティでの課題解決に努めます。

## 第3節 男女共同参画・人権の尊重

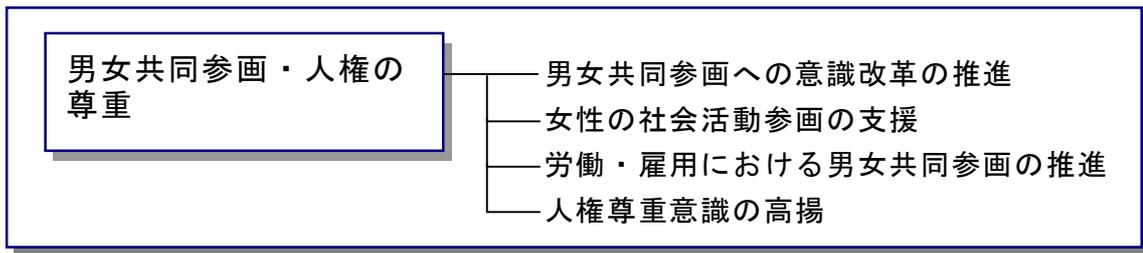
### 現状と課題

- 人々の生活様式の変化や価値観の多様化とともに女性の社会参画が進んでおり、社会のあらゆる分野において女性の能力発揮や役割への期待がますます高まっています。
- 国においては、平成 17 年 12 月に第2次男女共同参画基本計画を策定し、これまでの取り組みに加え、仕事と家庭・地域生活の両立など少子化対策のほか、防災や地域おこし、観光、環境等の新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進の必要性等を示しています。
- 本市においては、男女共同参画プラン推進委員会を中心に甲州市男女共同参画プラン「甲州フルーティー夢プラン」を平成 18 年度に策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。
- プランを総合的、体系的に推進するには、市が率先して取り組んでいくことはもちろんですが、男女共同参画社会の実現には、市民、事業者、行政等が一体となって取り組んでいくことが重要です。
- 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、主体性を持った生き方ができるよう意識改革の推進をはじめ、男女の社会参画を促進する条件整備を総合的に推進し、制度上のみならず、実際の面において社会へ参画することができる真の男女共同参画社会の形成を進めていく必要があります。
- 女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する差別や偏見をなくし、すべての市民が平等に尊重され、一人ひとりが人権に対する理解と認識を深めていく必要があります。

### 施策の目的

男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画プランに基づき、意識改革を進めながら、あらゆる分野における男女共同参画を促進します。また、性別だけでなくすべての人が差別や偏見を受けない地域社会の実現を目指します。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 男女共同参画への意識改革の推進

旧来からの社会制度・慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画プラン及び実施計画に基づき、フォーラムの開催や広報・啓発活動を推進します。また、学校教育、家庭教育、生涯学習など様々な場を通じて、男女平等の理念に基づく教育・啓発を推進します。さらに、DV\*など異性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動や相談体制の整備などの取り組みを推進します。

### (2) 女性の社会活動参画の支援

各種審議会等への女性の積極的な登用や、企業や団体における女性の参画拡大の働きかけなどを行い、社会活動への参画拡大に努めます。また、学習活動等を促進し、女性の能力向上を支援します。

### (3) 労働・雇用における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法など労働・雇用に関する法律の普及・啓発に努めます。また、仕事と家庭・地域生活の両立に向け、子育て支援施策や介護・福祉施策等の充実を図るほか、育児・介護休業制度や短時間勤務制度等の周知・活用を促進します。

### (4) 人権尊重意識の高揚

あらゆる人権問題に正しい理解と認識を深めるため、人権擁護委員や関係機関と連携し、啓発に努めるとともに、相談窓口の充実による体制整備や人権教育・学習機会などを通しての人権尊重意識の普及に努めます。

\* DV : Domestic Violence。配偶者等からの暴力。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 男女共同参画への意識改革の推進	・ 男女共同参画推進事業
(2) 女性の社会活動参画の支援	
(3) 労働・雇用における男女共同参画の推進	
(4) 人権尊重意識の高揚	・ 人権相談推進事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合	%	—		男女共同参画の啓発活動の推進を図ります。
審議会等の附属機関における女性委員の割合	%	30.4		各種審議会等への女性の積極的な登用に努めます。

## 参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場、学校、地域、家庭等で男女共同参画の推進に努めます。</li> <li>・ 家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行います。</li> <li>・ お互いを社会の対等なパートナーとして認め合い、尊重します。</li> </ul>	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性別役割分担意識に基づく慣習等を見直し、地域における男女共同参画を推進します。</li> </ul> <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくります。</li> <li>・ 雇用における機会均等や男女がともに能力を発揮できる職場環境を確保します。</li> </ul>

## 第4節 自治体経営

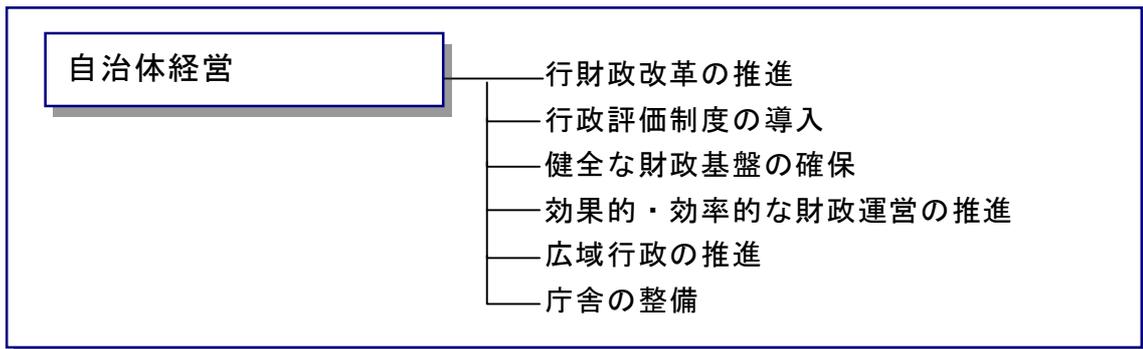
### 現状と課題

- 地方分権が一層進展し、自治体には、市民参画を基本に、自らの責任と判断で自らの進むべき方向を定め、具体的な施策を自ら実行していく能力が強く求められています。
- 本市は、平成 17 年 11 月に合併し、行政組織・機構の再編を図るとともに、より効率的で自立した自治体を目指し、行財政運営を進めています。
- 社会・経済情勢の急速な変化とともに、行政ニーズはこれまで以上に増大し、かつ多様化していくことが見込まれるとともに、一方では、三位一体の改革の推進等に伴い、極めて厳しい財政運営を迫られることが予想されます。
- 限られた資源（人、物、財源）で、これまでの行政サービスを維持しながら、だれもが納得できる行政運営を進めていくために、歳出の徹底した見直しや自主財源の確保など効率的で持続可能な財政運営とともに、行政運営のあり方自体を常に点検・評価しながら、さらなる改革を進めていく必要があります。
- 今後は、行財政の抜本的な改革を行うために策定した行政改革大綱やその実施計画、公債費負担適正化計画等に基づき、さらなる行財政改革を計画的、段階的に推進していくことが必要です。
- 消防、介護認定、自立支援認定、斎場運営、ごみ処理、水道、後期高齢者医療について他自治体と連携して広域で実施しています。今後、地方分権の進展により、地方自治体の果たす役割がますます大きくなることが予想されるため、広域的に対応することが効率的な事務事業について連携のもと実施することが求められています。

### 施策の目的

地方分権時代にふさわしい真に自立可能・持続可能な自治体経営の確立に向け、各種指針に基づき、さらなる行財政改革を強力に推進します。

## 施策の体系



## 主要施策

### (1) 行財政改革の推進

行政改革大綱等に基づき、行政組織・機構の改革をはじめ、事務事業の見直し、適正な定員管理、人事評価制度の確立、指定管理者制度の導入など、さらなる行財政改革を計画的、段階的に推進します。

### (2) 行政評価制度の導入

市民重視、成果重視の行政への転換と、職員の意識改革、資質向上に向け、行政評価制度を研究・導入し、限られた人材と財源をより効率的に使うため政策・施策・事業の実施・点検・見直しのサイクルを構築していきます。

### (3) 健全な財政基盤の確保

市民の理解が得られるよう、経費全般についての徹底的な見直しを行い、すべての面でその節減・合理化を図り、コスト意識の徹底を図ります。また、課税対象の的確な把握や収納率の向上対策、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し等を図るとともに、市有財産の有効活用、広告料収入事業の検討など、自主財源の確保を図ります。さらに、国・県などの各種制度の有効活用を図ります。

### (4) 効果的・効率的な財政運営の推進

バランスシート\*など時代に即した財政分析・評価手法を積極的に導入し、事業効果や重要度、緊急度等を総合的に勘案し、事業の重点化を図りながら、効果的・効率的な財政運営を推進します。また、わかりやすい財政内容の市民へ

\* バランスシート：貸借対照表。一定時点における財政状態を表示した会計報告書。

の公表を推進し、市財政への関心と理解を深めていきます。

### (5) 広域行政の推進

広域で実施することが効率的な事務事業について、共同事務処理を推進するとともに、地方分権時代にふさわしい自治体規模について調査研究を行い、隣接する自治体との合併を検討します。

### (6) 庁舎の整備

市民にとって利用しやすく、かつ全体的な行政事務の効率化、サービスの向上などの観点から庁舎の整備について推進します。

## 施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 行財政改革の推進	・ 行政改革推進事業
(2) 行政評価制度の導入	
(3) 健全な財政基盤の確保	
(4) 効果的・効率的な財政運営の推進	・ 財政諸表作成事業
(5) 広域行政の推進	・ 東山梨行政事務組合負担金等
(6) 庁舎の整備	・ 庁舎等整備事業

## 主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
行政改革による経費等の削減効果額	千円	320,940	640,510	行政改革大綱等に基づき事務事業の見直し、定員管理の適正化などさらなる推進に努めます。
市税徴収率（現年度分）	%	97.4	98	課税対象の適切な把握や収納率の向上対策に取り組めます。
地方債現在高の減少	円	213.3億	201.7億	公債費適正化計画等に基づき計画的な推進に努めます。

## 参画と協働の指針

市 民	地 域 ・ 団 体 ・ 事 業 者
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市の行財政への関心を持ちます。</li><li>・ 納税者の義務を果たします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>【団体】</li><li>・ 補助金等を財源としている運営を見直し、自立運営に努めます。</li><li>【事業者】</li><li>・ 指定管理者制度等への対応に努めます。</li><li>・ 納税者の義務を果たします。</li></ul>